

令和6年2月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日(月) 午後2時30分～
2. 開催場所 坂井市役所 多目的棟1階交流ホール
3. 出席委員 15名(番号は議席番号)

1番 (欠席)	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 (欠席)	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 (欠席)	15番 坪川 敏光
16番 (欠席)	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義		
4. 欠席委員 4名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	4番 田中 勇樹	14番 本田 雄揮
16番 寺嶋 太寿男		
5. 出席者
(農業委員会事務局)

局長 佐賀 雅治	次長 小寺 正人
書記 村本 竜也	書記 茶谷 倫代

(農業振興課)

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第51号	農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について
議案第52号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第53号	農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について
議案第54号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第55号	現況証明願について
議案第56号	農用地利用集積計画の決定について
議案第57号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について
7. 議事録署名人

9番 坪田 信次	10番 大嶋 裕一
----------	-----------

事務局長	<p>令和6年2月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席委員は、1番大川委員、4番田中勇樹委員、14番本田委員、16番寺嶋委員の4名から欠席届が出ております。只今の出席委員数は15名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは開会にあたりまして、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に9番坪田委員、10番大嶋裕一委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第51号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議長	<p>それでは皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。議案第51号は許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。議案第51号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議長	<p>それでは皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。議案第52号は許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>

各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。 次に、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	この議案につきましては現地確認を行っておりますので、委員より報告をお願いします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。 整理番号49番を、4番田中勇樹委員欠席のため事務局よりお願いします。
事務局	報告いたします。整理番号49番につきましては、申請地は住宅地の中の宅地に隣接する家庭菜園の一部であり、道路側溝等も整備されていることから、特に問題ないと思っておりますとのことです。以上です。
議 長	次に、整理番号50番を、16番寺嶋委員欠席のため事務局よりお願いします。
事務局	報告いたします。整理番号50番につきましては、申請地の周辺は住宅ばかりですので特に問題ないと思っておりますとのことです。以上です。
議 長	次に、整理番号51番を、7番牧野委員お願いします。
牧野委員	7番牧野です。整理番号51番、春江町藤鷲塚になります。事務局の説明のとおりで、問題ないと思っております。よろしくお願いします。
議 長	それでは、皆さんのご意見を伺います。ご意見ございませんか。 無ければ、お諮りいたします。議案第53号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>

議 長	この議案につきましても現地確認を行っておりますので、委員より報告をお願いします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。
中垣内委員	整理番号52番を、11番中垣内委員お願いします。 11番中垣内でございます。今ほど現地確認委員および事務局の説明のとおりでございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号53番を、18番三寺会長職務代理者お願いします。
三寺職務代理者	18番三寺です。先ほど現地確認委員、事務局の説明のとおり、問題ないと思われまますのでよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号54番を、12番木村委員お願いします。
木村委員	12番木村です。これも同じく、事務局また現地確認の委員さんの言うとおりで、問題ないと思えますのでよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号55番を、2番末廣委員お願いします。
末廣委員	2番末廣です。まず言い訳になりますが、今回の案件、農地に育苗ハウス、ほかは畑として申請し、去年はハウスでは育苗もしていたと思われまます。それがいつの間にかハウスの周りがアスファルト施工してあるとほかの人から指摘され、確認するまで同じ集落にいて全く気が付きませんでした。というのも、私の居住宅とその場所が東と西で、私の通行に必要なことから、通らないということです。結論、知らなかった、気付かなかったことは問題です。反省しています。当本人、申請ハウスは各農家の育苗も担っており、今年の田植えに迷惑がかからないか心配しているようです。そしてこの場所に関してなんですけれども、土地改良として、ハウス、側壁用水路肩、駐車場、対辺の用水路肩もアスファルト施工して、駐車場に使用するところが見られ、当地区農家組合では土地改良区よりの、この場所の、今言う賃借権設定のところですね、農地転用についての意見書どおりの現地と、用水跡地、その路肩を区民の了解のもと使用許可を提出させたいと思います。私個人、申請人には多くの農地関連知り合いがいるのに、なんでこんなことになるのかちょっと分かりません。しかし、本人も反省しております。寛大なるご意見をお願いいたします。この案件、農地に賃借権設定、農地転用ですね、ご審議ください。以上です。
議 長	次に、整理番号56番を、9番坪田委員お願いします。
坪田委員	9番坪田です。56番の西長田のこの件なんですけれども、先ほど説明あったとおりになっておりますが、一つ付け加えますと、たまたま私が春江の土地改良の理事をしておりますして、3反以上こういう開発行為がある場合には土地改良に対して報告をしていただくということになっております、その中でこの件なんですけれども、一回目は排水路の件でちょっと問題がありました。というのは、ここ西長田の田んぼなんですけれども、

議 長 田中委員	<p>西側の方へ水が流れるわけなんですけれども、水が流れるその場所は、隣接は大牧地区になるわけなんです。ということで、大牧の地域の了解を得てなかったということで、そこで了解を得なければいけないということで、第一回目の説明のときには再度近隣する地域に対しての了解を得てから再度報告してほしいということがありまして、今月 9 日に再度大牧の了解を得たということで説明がありまして、そういう経過をしております。ということで追加説明させていただきました。以上でございます。</p> <p>次に、整理番号 5 7 番を、13 番田中正信委員お願いします。</p>
議 長	<p>13 番田中です。先ほどの現地確認および事務局からの説明があったとおり、周りは宅地化されておりますので何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
木村委員	<p>それではこの件につきまして、整理番号 5 5 番を外しまして、5 2 番、5 3 番、5 4 番、5 6 番、5 7 番の案件につきまして皆さんのご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければ、意見決定をさせていただきます。なお、整理番号 5 5 番について皆さんのご意見を伺います。</p>
議 長	<p>12 番の木村です。先ほども運営委員会で言いましたが、これは今までも丸岡で畑だったところを舗装して駐車場にして戻した件があるんですね、去年か一昨年か。そういったところもあるので、今 3 月終わりになって 4 月になるとハウスをするっていうようなこともあるので、これ中間管理機構の仕事も請け負っているところなんですよね。そういうようなところがこういう勝手なことをやるんだったら、これ中間管理機構やらそこらの仕事も回したらあかんのや、こんないい加減なことばかりやってるんでは。勝手なことやるんでは。そんなこと言っても村の苗づくりやらそういうようなものもやってるやろうで、田植え終わってから、地目は田んぼになってるんでね、畑か、宅地に転用するか、その書類を出し直してもう一回するとか、そういうような方法をとってもらわないと、これから農業委員のする役目の仕事も段々だらしのない役目というか、そういうようなことに見られると思うので、きちっとやってもらいたいと思います。</p>
各委員	<p>それではほかの委員、ご意見ございませんか。</p> <p>無ければ審議を進めます。それでは木村委員の言うようなやり方、後日、今苗を育苗して苗を運んでしまった後にその話をさせていただき、もう一度やり直しさせてもらおうというふうでいいでしょうか。それで意見をまとめていけばそういうふうな形でさせていただこうと。当然今回の場合は、一応認めていながらその条件が付きますよという形になりますので、そういうような形でいいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>それではお諮りいたします。議案第 5 4 号は許可相当と認め、意見決定し</p>

	てよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。次に、議案第55号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	この案件につきましても現地確認を行っておりますので、委員より報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号37番を、4番田中勇樹委員欠席のため事務局よりお願いいたします。
事務局	事務局より報告いたします。整理番号37番、昭和41年より住宅が建っており、現況は非農地と判断してやむを得ないと思っております。以上です。
議 長 大嶋委員	次に、整理番号38番を、10番大嶋裕一委員お願いいたします。10番の大嶋裕一です。林委員が言われたとおり、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。無ければお諮りいたします。議案第55号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議がないと認めます。議案第55号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」、および議案第57号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について」の2議案は関連がございますので、一括として議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<農業振興課説明>

議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。 無ければお諮りいたします。議案第56号および議案第57号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」、および議案第57号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>(午後3時35分 議事終了)</p>